

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年7月21日)

[件 名]

- 県営住宅関係書類の誤送付について

(住まいまちづくり課)・・・2

生活環境部

## 県営住宅関係書類の誤送付について

令和5年7月21日  
住まいまちづくり課

県営住宅の管理代行業務を委託している鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）において、県営住宅関係書類1名分を誤って送付し、個人情報流出する事案が発生したので報告する。

今後は、このようなことが生じないよう県及び公社で再発防止策を講じ、個人情報の適切な管理を徹底する。

### 1 判明した日時

令和5年7月10日（月）15時13分頃

### 2 経緯

- ・公社中部事務所は、入居者に収入申告書の提出を求めるため、7月7日（金）に収入申告書に提出依頼文書を同封して入居者に送付した。
- ・7月10日（月）の15時13分頃に、入居者A氏から公社に「他人の収入申告書も同封されている。」との電話があり、近隣の入居者B氏に送付する収入申告書をA氏宛ての書類に同封して送付していたことが判明した。

<収入申告書>

県は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、入居者に毎年度、前年の収入申告を求め、当該収入申告に基づき、収入金額を認定し翌年度の家賃を決定する。

### 3 流出した個人情報

入居者1名分の氏名、性別、生年月日、令和4年の収入金額

※マイナンバーを提出した入居者の収入申告は、入居者の負担軽減のため所得証明書の提出を不要とし、県がマイナンバーで取得した収入金額を記載した申告書を送付して確認してもらっている。

### 4 誤送付の原因

- ・公社は、収入申告書等の送付に窓空き封筒を使用しているが、収入申告書送付リストとの宛名照合が行われておらず、書類の混入を発見することができなかった。
- ・また、公社は、複数の職員による読み合わせ確認及びダブルチェックなどの入居者宛文書の発送手順を定めているが、当該手順どおりに行っていなかった。

### 5 対応状況

- (1) 公社は、7月10日夕方に、A氏宅を訪問して謝罪し、誤送付した収入申告書を回収した。その後、公社中部事務所長及び中部総合事務所環境建築局長がB氏宅を訪問して、経緯の説明及び謝罪を行い、再発防止に努めることを約束し了解をいただいた。
- (2) 県は、公社に対し個人情報の適切な取扱いが行われるよう厳重に注意し、本事案の発生原因の究明と再発防止に向けた改善策の報告を求めた。

### 6 再発防止策

- (1) 県は、公社に対し、個人情報の適正な管理の徹底及び次の再発防止策を徹底するよう指導を行い、実施状況を確認する。
  - ・公社における文書発送時の作業手順を再点検し、改めて確実な作業手順を定めた上で、全職員を対象にした個人情報管理に関する研修会を開催して周知徹底を図ること。
  - ・収入申告書等の個人情報が記載された文書の封入・発送作業は必ず2名以上で行い、宛名と封入する書類の確認、発送先リストと封筒宛名の照合、発送数の確認をチェックリストに沿ってダブルチェックによって行った上で発送すること。
  - ・公社各事務所の責任者は、チェックリストをもとに確認状況、発送数を確認し、公社本部に報告すること。
- (2) 公社は、毎年度及び職員の中途採用時等の職員研修において、個人情報の取扱い、入居者宛て文書の発送手順の遵守及び上記再発防止策の徹底を職員に厳重に指導し、組織的に再発防止に取り組む。